

建設委員會會議録第二十七号

昭和二十七年五月六日（火曜日）

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事内海 安吉君 理事鈴木 仙八君

理事田中 角榮君 理事村瀬 宣親君

理事小平 久雄君 理事内藤 三朗君

理事西村 英一君 理事中島 茂喜君

理事増田 連也君 理事池田 峯雄君

出席政府委員

建設技官（道路局長） 菊池 明君

建設技官（道路局長） 菊池 明君

委員外の出席者

建設事務官 淺村 康君

建設事務官 西畑 正倫君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

建設事務官 田中 義一君

君紹介（第二五四号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

道路法案（田中角榮君外二名提出、衆法第二七号）

道路法施行法案（田中角榮君外二名提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

提出、衆法第二八号）

と都道府県の管理であるということが

法律的にどういふような違いがあるの

か、また実質的にどういふような違い

があるのか、この点を明らかにいたし

ておきたいのであります。

○田中（角）委員 お答えいたします。

十四条と十五条の都道府県知事と都道

府県に区別いたしましたのは、都道府

県知事は知事に委託するのであります

から、都道府県議会の議決を経なく

もいいわけでありまして、都道府県は都

道府県の議会の議決に基づくものであ

ります。

○西村（英）委員 もう一つ、法律の第

二十条の兼用工作物の点と、条文の第

三十一條の道路と鉄道との交叉の条文

のかかり合ひであります。第二十條の

兼用工作物の条文におきましては、軌

道法による軌道は、いわゆる地方鉄道

法の地方鉄道と同様に取扱われてお

つて、兼用工作物の条文に軌道という

句が入つておるのであります。三十一

條の道路と鉄道との交叉の点にお

きましては、軌道は入つておらないの

であります。その違いはどういうわけ

であるか、私は軌道法は建設、運輸両

大臣の共管であるからして、第三十一

條のような交叉する場合に当然両大臣

の共管になるものについては、軌道は

入つていないけれどもいいというよう

な御解釈じやないかと思つております

が、二十條に軌道が入つており、三十

一條に軌道という文句が見えないのは

どういふ違いであろうかということ

をお尋ねしてみたいのであります。

○田中（角）委員 お答えいたします。

二十條に書いてありますのは、新設の

軌道が交叉する場合でありますので、

これはもちろん本法が基準になるわけ

であります。三十一條の場合は、建

設、運輸両省共管であるところの軌道

法によるべきものでありますので、二

十條に書いてあるから三十一條に書か

ないでいいというような軽い気持ちでな

く、かえつて三十一條は、このよう

な重要なものに対しては本法を基準とし

ないで、軌道法の精神を生かして、建

設、運輸両大臣の協定によつて決定を

した方がよろしい、こういうふうな意

味で三十一條には除いたわけでありま

す。

○西村（英）委員 三十一條の道路と鉄

道が交叉する場合においては、当然地

方鉄道と交叉する場合においては協議が

行われるように、軌道の場合は、当然

協議が行われなければならないのだ、

それは軌道法によつて両者の共管であ

るからはずきりしておるのだ、かよう

に私は解しておきます。

第三番目の問題は、第三十二條にお

きまして、いふ道路を占有する場

合の届出の問題であります。道路を占

用する場合の道路管理者の許可を受け

る条項の中に、第一項の第三号に「鉄

道、軌道その他これらに類する施設

というこゝになつておるのであります

が、私の見解によれば、現在の軌道

法によりますれば、軌道は営業の免許

を受けます場合に、主務大

臣すなわち運輸大臣の許可をとります

れば、当然それは道路管理者の許可を

とつたものとみなすということになつ

ておりますから、しいてこの第一項

第三号の中に軌道という文句は私はい

らないと思つております。もしかり

にここに軌道という字句が入りまして

も、それはやはり軌道法の許可を得た

ときに道路管理者の許可を得たものと

みなすというのであります。この法

律による許可その他の手続は私はいら

ないものだらう、かように解してお

るのであります。さうな解釈でい

いかどうか、お尋ねしたいと思つて

あります。

○田中（角）委員 御承知の通り、道路

法は基準法でありまして、軌道法は道

路法に対する特別法であります。特別

法がある場合は、特別法が基準法より

も強い条文の場合、この特別法が適用

せられるのであります。もちろん軌

道法によつて許可を受けた者は本法に

よつて許可を受ける必要はありません。

○西村（英）委員 もう一点、条文の第

五十九條の附帯工事の問題でありま

す。提案者は今までの委員の質問に対

しまして、この道路法の全般につきま

して、先般改正されました河川法の場

合にも問題が起りましたように、この

附帯工事は原則としては原因者負担で

ある、また現在の社会情勢から見ます

れば、原因者負担にしなければならぬ。

提案者も、原則としては、附帯工事と

いうものは、原因者負担であるという

ことをたび／＼申しておるのでありま

五月一日

木曾川下流水利権確保に関する請願

（江崎眞澄君紹介）（第二四六三号）

下田より南中、南上を経て岩科、松

崎に至る間の道路職員出張の請願

（島山鶴吉君紹介）（第二四六四号）

能登島、七尾市間道路開設の請願（南

好雄君紹介）（第二四九四号）

公営住宅建設費の国庫補助基本額引

上げ等に関する請願（苦米地英俊君

紹介）（第二四九六号）

府県道水津松ヶ崎線改修工事施行の

請願（風間啓吉君紹介）（第二五二二

号）

五十嵐川の治水事業等に関する請願

（亘四郎君紹介）（第二五二三号）

高田馬場地区区画整理に伴う都電通

り幅員拡張反対の請願（野村孝太郎

第一類第十六号

建設委員会會議録第二十七号

昭和二十七年五月六日

して、私たちもそういうような意味において五十九条は適當であらうと思ふのでありまして、ただ五十九条におきまして私が非常に不安に思ふことは、この条文をちよつと読み上げますと、「道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、それから第三十二条云々」といふところの但書に似たところの事項が入つておるのであります。すなわち「第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定めがある場合」つまり原因者負担にするといへば、道路の費用が非常にかかることになるから、行政をやられる人は許可をするときに特別の条件を付しようといふ、きつめて用心深いところの事項を入れておるようには私は見受けるのであります。従ひまして原因者負担でやることはいいけれども、そうすれば道路費がかかるから、初め許可のときにいろいろ「むずかしい条件を付しておこう、こちらの道路の希望するときはやはり金を出さう」といふ条件もつけておこうといふことで、むずかしい条件をつけるのじやないかと私は思ふのであります。もしかりに許可認可のときにむずかしい条件を付するといふことになれば、原因者負担といふところの精神が非常にゆがめられるわけでありまして、こういう場合があるかも知れませんが、特別な条件を付する場合においては、第八十八条にも特別な条件を付する場合がある、これはあたりまえのことです。交通の妨害をしようとか何とかいうような特別の事情のときには、許可のときにお前はこうしなければならぬ、将来は

こうしてくれといふような特別な条件を付することはあたりまえであります。が、一般許可、認可のときに、特別な条件を付する、しかしてこの原因者負担の精神を阻害するといふような弊に出るのじやないかといふ心配が私はここにあるのであります。かような心配はないのだ、かくのごとき例もあり得るから、こういうふうな文句を入れたのだといふ御説明であるか、またはそのでないか。「第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定めがある場合並びに第三十五條の規定による協議による場合を除く外」、これだけの文句は多少原因者負担の精神に反する行政のやり方をするのじやないかといふ心配があります。ために、あえてお聞きしておきたいのであります。

○田中(角)委員 お答えいたします。五十九条の精神はしつ／＼申し上げました通り、河川法の原因者負担が原則であります。もちろん現行法の四十一條とおおむね同意旨の規定でありまして、特に改正法案によりましては原因者負担といふことはつきりと明記し、占用物件の移転工事等の費用は附帯工事とみなす、こういうふうな考えでおりますので、占用の場合、無理な条件等を付して本法の精神に逆行するやうなことは全然考えておりません。なお占用の場合いろいろ条件を付されて、實際の場合には原因者負担にならぬのじやないかといふお考えもあるやうであります。本法第八十八條において、許可の条件は許可を受け得る者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬと規定した精神通りでありますので、實際的には特殊な場合を除いて不当な条件を課するやうなことは断じてありません。

○西村(英)委員 提案者の趣旨はよくわかりました。第八十八條においてはこれは道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を付することはあるでしようが、一般の許可、認可の場合には原因者負担でやられると、これは金がかつてしやうがないから、初めの認可、許可のときにむずかしい条件を付しておこうといふやうなことをやられると非常に困るのであります。が、やもするとやりがちなのであります。が、行政をやられる道路局長がおいでになつておりますから、道路局長から一応話を聞いておきたいと思ひます。

○田中(角)委員 もう一言だけ申しておきますが、全案を通じて、いわゆる八十八條に明記せられておる精神を行うことにはかわりはありません。ただ五十九條を簡単に申し上げますと、交通量の増加その他やむを得ない事情により、占用物件の移転を必要とする旨を道路管理当局が認めた場合には、一部無償で撤去を命ずることがあるといふ趣意でありまして、この表現は少しきつた規定かもしれませんが、法の精神は八十八條と同断であります。

○池田(肇)委員 今までやや苛酷と思はれるやうなこともあつたかと思ひますが、今度は当然将来工事が行われる予定になつていふやうな箇所、やはり占用したいといふやうな場合、これはもうすぐ工事があつてしまふと言つても、しかしいろいろの關係でどうしてもやりたいたいといふやうな場合、当然

工事に掛かることがきまつておりまして、まだ占用したいといふやうな場合には、やはりやります際にそちらで負担してのけてくださいといふやうな条件はつける場合があると思ひます。それがどうなるかわからぬといふやうな契約であるのは、これは苛酷であるといわれておりますが、そうでなくてもう数年すればやるにきまつていふやうな場合はしつ／＼あるわけでありまして、そういう場合のことでありまして、やはりそういう条件は付する場があると思ひます。

○西村(英)委員 これは当然將來において変更があることはわかつておりますから、いろいろ条件を付しなければならぬといふ場合が多々あると思ひますが、やもすると苛酷な条件を付したがるのであります。そうすると原因者負担といふことは何ものならないわけでありまして、認可、許可をするときに条件を付しておけば、変更のある場合もその全費用は出願者の負担だ、許可のときに条件を付しておけばその条件に従わなければならぬ。しかしそういう無理なことをやつておつたのでは原因者負担の精神にならぬから、これは行政の面において常識的にやつてもいいといふことを言うにすぎないのではありませんから、その辺を御留意願いたいと思ひます。私の質問は大体これで終ります。

○松本委員 池田肇君。

○池田(肇)委員 この法律では政令にまかせてある部分が非常に多いので、道路局長に質問したいと思ふのであります。たとえば第四條、第五條、第六條の一級国道あるいは二級国道、こ

こが一級国道になり二級国道になるのか、これを答えていただきたい。

○池田政府委員 これはこの法案が通りましてから政令を出すわけでありまして、ただいま研究いたしてあります。が、お目にかかる程度にはまだなつておりません。われ／＼の気持は現在とあまりかわらないじやないかと思つております。

○池田(肇)委員 提案者が一級国道と二級国道におけた、その理由を説明していただきたい。

○田中(角)委員 道路を整備しようといふのがわれ／＼の目的であります。でも、もちろんできれば一、二級国道等とわけなくて、全部一級国道として工事をしたいといふ考えもあるものであります。が、財政的な立場から、重点的にこれを行わなければならぬ。現行道路法では御承知の通り国道といふことで、一、二級にわけられておる。本法によりましては現在の国道が大体一級国道になり、従来都道府県道であつたものの中から相当数を二級国道に格上げしたい、こういうのであります。これを一挙に現在の国道式に全部採用できればいいのであります。が、財政の都合上、重点的に一級国道、二級国道、都道府県道、市町村道と、おのづから、道路の価値判断の上からわかる通り、国道も一、二級の二つに分けたわけでありまして。

○池田(肇)委員 法律をつくる場合には、實在する道路網を全然頭の中に入れないで、観念的に頭の中で法律をつくるというやうなことは絶対にあり得ないことだらうと思ひます。やはり具体的に、日本の道路網はどういうふうにするべきかといふやうな観点から法律

とすれば道階局長を呼ぶなり何なり
て、たとえはどういうところを一級國
道にするか、どういうところを二級國
道にすべきかというような点を相當詳
細に具體的に論議されて、そうしてこ
の法律案ができて来たのではないかと
思うわけです。従いまして、道階局
長はまつたく白紙で、これから審議會
にかけて決定するものだという答弁で
ありますが、これははなはだ當を得な
い答弁ではないかと思う。実はもう道
階局長の頭の中には、あそことあそこ
を一級國道にすべきであるという、ち
やんとした概念があつて、そうしてこ
ういうふうにひとつづつていただき
たいというくらいのは、提案者の頭
方に希望が申し出てあつたはずだと思
う。そういうことがないとすれば、こ
れは道階局長としての資格が實際はな
いはずだ。法律が出て、これから研究
して、どことどこを一級國道にしよ
うというようなことを考えておるよう
では、これは道階局長としての資格は
ないはずだ。だからこれは頭の中にも
うちやんと具体案があると見なければ
ならない。その具体案をここにはつき
り示してもらいたいと思います。

どうも池田君の御意見とも思われない御意見を拜聴して、いささか驚いておるのでありますが、一級国道は、しばしば申し上げます通り、全国的幹線道路網の根要部分を構成する道路がすなわち一級国道であります。二級国道は、一級国道とあわせて全国幹線道路網を構成する、すなわち二級国道であります。もちろん現行法によりまして、明治憲法の、これも池田君のおき

にはあるであろうということのお話でありましたが、私の頭の中にはあります。ありますが、道路局長にあえて意見を聞かなかつたわけであります。それはなぜなれば、本法の精神は、今までは、現行法の通り、建設大臣が国道

を單獨に指定しておつたのでありますが、このようなファツシヨ的なやり方は、現行憲法下まづいという観点に立ちまして、衆知を入れ、日本の新しい経済的道路の価値判断をつけてから、十分慎重審議の結果、一、二級国道を決定したいというのが、本法制定の根本理念であるわけであります。よつて、現行道路法によりましては、建設大臣が單獨に指定できるものを政令に

きましては、審議会を設けて、十分調査を重ね、万遺漏なきを期した上で政令で定めようと思つておるのであります。道路局長が今までの道路局長としての観念においてつくられるところ

の二、二級国道の案そのものをうのみにするわけには参らないわけであります。本法施行後は、十分各種の機関を動員し、審議会で十分練つたあかつきに、本法の精神を十分生かせる意味における一、二級国道を慎重審議の結果を定める一、二級国道を慎重審議の結果を確定をしたい、しかもそれは、現行道制法において指定せられた国道よりも進歩するものではなく、全国約九千キロに及ぶものほとんど全部が一級国道とするものである。

○池田(肇)委員　それでお尋ねしたいのですが、第六条の特定重要港湾とか、あるいは重要飛行場とか、あるいは国際観光上重要な土地とか、これは具体的に、一体どういう箇所を指すのでありましようか。

○田中(角)委員　これもいろいろ本法施行後、特に今までの、ただ観念的に考えられる港や、都市を言うのではありませんで、新しい角度から、多角度から研究した上で、重要港湾として指定せられるもの、重要都市と認められるものと言うのであります、今から言えば、東京、大阪、神戸、横浜、名古屋等は、あなたが今言われた都市に入ります。

○池田(豪)委員 私は、この特定重要港湾といふ、あるいは重要な飛行場といふ、あるいは、国際観光上重要な都市というのは、これはもうまったく、駐留軍の、占領軍が形をかえたアメリカ軍の軍事基地、こういうものがここ法案によ

つきりうたわれているのではないか。こういふふうに考えられるわけだ。

重要港灣といへば、これはアメリカがアジアにおいて作戦する上の軍港である。重要な飛行場といへば、アメリカの軍の飛行場であり、国際観光上重要な土地といへば、これはやはりアメリカの飛行場の近くの慰安所であるとか、こういふところである、こういふふうに考えられる。まづたくアメリカ

に直したり、それから行政協定第三条に基く云々という法律がたくさん出て来ますので、池田君はそういう意味からどうもあつものに懲りてなますを吹いておるような御議論ではないかと思ひます。本法の精神は、新憲法に

つとつた道路法をつくらうというのでありますから、まづたく逆行するものでありますして、駐留軍のために特別な便宜を供與しないという考えは毛頭ありません。

○池田肇委員 道路局長にちよつと質問しますが、重要な飛行場というと、どこを指定するつもりですか。

○菊池政府委員 重要な飛行場といえは、東京とか、伊丹のある大阪とか、

博多とか、そういう所になると思いま
す。

○池田(肇)委員　そうすると、立川と
か横田とかは全然この重要な飛行場の
中に含まれませんか。そういうふう
に
言えますか。

●菊池政府委員 それはまだ——おしかりを受けるかもしれないませんが、研究しなければならぬと思います。

○池田(釜)委員 それだからわからないと言っているのだ。提案者のごとき趣旨ならば、道路局長は本席において断然、立川や横田の軍用飛行場はこの重要な飛行場には含みませんと断言ができるはずだ。それができないというのがはおかしなやないか。重要は飛行場といふ

に考えざるを得ないのでありますが、この点、もう一べんお尋ねをしてみました。

て、その上より特定のものを全然考慮に入れておりません。

○池田(警)委員 法律というものは、提案者が考慮に入れなくても、執行者がどういふ執行をするかということはこれは考えてみなければならぬはずなんです。たとえば消防法のと きなども、「災害等」という、「等」という文字を入れましたために、京都の警察署長ですが、この「等」という文字

があるから、労働者のデモなどもこの「等」の中に入るのだと言つて、消防を動員して水をぶづけたという事件が出ておるわけでありませう。これはおそらく提案者としては、この「等」という文字に労働者のデモが含まれてゐる。

るということは考へておらなかつただらうと思ひます。この議会の議事録を見て、そういうものは含まれておりません。にもかかわらず法の執行者はそういうことをやるわけでありますからして、そこでお聞きしておるわけであります。

○田中(角)委員　法の執行者は立法の精神を十分くんで、それを施行すること

法律の施行者は内閣であります。内閣の責任において行ふのであり、しかも本法は議員立法であり、議員の信任の上に立つ内閣が行うのでありますから、立法者の趣旨が十分くみとられ、これに逆行するがごとき施行は行われたいと確信をしております。

○池田(肇)委員 そうでありますれば、本委員会の議事録にとどめていただきたいと思ひます。この重要な飛行場というものは、アメリカの駐留軍の飛行場というより、なほ一切、絶対に含まれないものである、こういうふうな提案者の方ではつきり明言していただいて、政府がそういうことをもしやつたすれば、提案者は責任をもつて、それに対して断固たる措置をとる、こういうふうなひとつ議事録の上に明言していただきたい。

○田中(角)委員 軍事的に必要な飛行場等に対しては、行政協定に基く駐留軍と日本との両方から出す、ところの分担金があります。この中で道路の補修、橋梁のかけかえ、その他の費用が見積られておることは御承知の通りであります。この費用で行うのであります。本法によつてそのような特定な地域をさして、ただそのみの理由によつて重要であるということはおえておりません。

○池田(肇)委員 そこでまた新しく質問したいのでありますが、しからば防衛分担金あるいは安全保障諸費というふうなものから、道路をつくる費用を出して新たに駐留軍のための道路をつくつて行くという場合は、この道路法は全然関係のない、この道路法とは全然別個の道路になるわけですか、これをお聞きしたい。

○田中(角)委員 この新しく生れる道路法の規定よりも、大体駐留軍の、特に駐留のために必要な道路は、構造の上においても強度のものが要求されるだらうと思ひます。もちろんこれよりも以上の高度なものを要求せられたものは、でき上つた後は、この法律によつて維持せられると思ひます。

○池田(肇)委員 この法律によつて管理とか維持とかいうものが、やはり法律せられるとすれば、そういうふうな道路は、やはり一級国道とか、二級国道とか、あるいは都道府県道とか、こういう種類のものの中に入るわけですか。

○田中(角)委員 本法で指定するところの一、二級国道、都道府県道及び市町村道に行政協定に基く費用の中から出されて改修が行われる等の場合は、当然本法に規定せられておるところの一、二級国道であり、都道府県道であります。新しく駐留軍の分担費用の中からつくられるというふうな問題は、これからお互いが協議をしてきめらるべきでありまして、軍専用のものであります。またた一般の交通にも供せず、軍専用のためにつくられるものが、本法にただちに編入せられるとは思つておりません。しかし将来は徐々に本法に組み込まれて、本法によつて制約を受けて行くということを考えるわけであります。

○池田(肇)委員 行政協定に基いていろいろな国内法が出ております。土地収用法にしても、やはり行政協定に基く土地収用の特別法が出ております。従つて道路についても、そういうものを將來につくられるお考えなのであるか、それともこの法律で一本にしてや

つて行くつもりなのであるか、この点を伺ひたい。

○田中(角)委員 特別法をつくらうとは考へておりません。できるならば本法によつて律して行きたいという考へております。

○池田(肇)委員 そういたしますと、やはり第六条の三号の重要な飛行場、あるいは特定重要港湾というものの中には、やはりアメリカの軍港あるいはアメリカの飛行場というふうなものも含まれる可能性はあるわけですか。

○田中(角)委員 どうも落ちがさういふところへ行くよりでありまして、客えにくいのでありますが、本法は日本の道路の基準法であります。だから行政協定によつて分担金の中からつくられる道路も本法によつて律したいけれども、それだからといつて逆論的に、では行政協定による分担金の中からつくられる道路が道路法の適用を將來受けるから、そこも重要港湾であり、重要飛行場であるかという議論は成り立たない、こゝろ私は考へております。もちろん行政協定の場合は、池田君もいろいろ反對されて十分おわかりである通り、これからその道路をどういふふうにするかという問題は、まだ將來に相当残つてゐるのであります。これから日本政府と駐留軍との間に合同委員会を設けて研究して行くのであります。実際日本の国内につくられた道路や橋梁や隧道というものは、將來は一切が日本のものになり、日本の法律によつて律せられることは当然であります。が、過渡的な現象としては、そうも言い切れない面が多分にあると思ひます。もちろん行政協定によつてなせ

そういうところをはつきりしないかといふ御意見が次に出て来るだらうと思ひます。私は当時の大臣でもありまして、折衝者でもありませんので、岡崎君でもお呼びになつて、お聞きになつていただければ一番よくわかるだらうと思ひます。

○池田(肇)委員 どうも提案者はその問題をなるべくそらそう／＼という答弁をしております。しかしやはりこれは非常に重要な問題だと思ひます。そういふ軍用の専用道路というものが当然行政協定に基いてできて来る。一体その維持管理というものはどこがやるのか。新設の費用は安全保障諸費というやうなところから出るにいたしまして、それから維持管理の費用はどつちで持つのか。あるいはまた一般の人も交通をする。しかし大体半分以上はアメリカの軍用自動車を通る道路である。従つて準軍用道路である。準軍用道路に対しては、どれだけの費用を分担するか、維持管理はどつちがやるのか、こゝろいふ点がこの法律の中で非常にややがされておるわけですね。しかしながらこれはそういう準軍用道路で含まれるというところは、この法律の条文中でわかるわけですね。含まれるのであるけれども、その分担はどつちがどういふふうにするのかといふ点が、きわめてあいまいになつておるわけですね。ですから、この点を明確にしたいでござい。

○田中(角)委員 池田君はある点に引きつて行こうという御質問であります。が、私はそれよりといふのではあります。私はこの法律の趣旨そのまますすなにお申し述べておるわけでありませう。駐留軍が分担費用の中から道路をつくる場合、これが全然新しく軍用

道路として専用せられておる場合と、それから先ほど申し上げましたやうに、一、二級国道及び都道府県道の上を舗装したり、橋を修繕したりといふ問題が起きて参りますが、現行道路法によつて、日本政府が管理をしてゐる道路の上に工事を進められる場合には、当然この道路法は適用せられておるわけでありませう。その場合の維持補修費はどうなるかといふ問題であります。が、これは当然先方が特殊な条件によつて使う場合、特殊な舗装、特殊な工事を要求する場合等の維持管理費は、日本政府として要求し、分担金の中からこれをもらへばいいわけでありませう。また先方も出すことが当然でありませう。また先方も出すことにやぶさかでないと思ひます。

それから専用のものは、はたして道路法による道路と言ひ得るかといふと、私は言へないと思ひます。これは日本に移管せられた場合道路法による道路と言ひ得るものでありまして、向うが専用している場合には、自分が自分の力でつくつて、全然軍以外の者は通らないという道路については、本法の適用はありません。ただ將來これを移管し、また維持管理を依頼して来たといふやうな場合はありますが、この道路法でもつて律せられない駐留軍の専用道路については、もちろん維持管理費、補修費等も、日本政府が負ふ必要はありませうし、また負ふこともありません。これは全部防衛分担金の中から支出せらるべきであります。

○池田(肇)委員 今、本会議をやつてゐるのですが、一時休憩されんことを望みます。

○松本委員長 それではしばらく休憩

いたします。

午後二時三十二分休憩

午後四時二十一分開議

○内務委員代理 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

道路法案及び道路法施行法案について質疑を続行いたします。池田孝雄君。

○池田(孝)委員 第十二条ですが、「建設大臣が当該一級国道の路線の存する都道府県の知事とその工事を施行することが困難又は不適当と認める場合においては建設大臣が自ら行い、」という規定があります。「困難」であるというところはわかりますが、「不適当と認める場合」というのは一体どういふ場合でありましょうか。たとえば都道府県知事に将来共産党の人でも出たとき、一級国道は軍用道路だから、これを共産党の知事にやらせるのは不適当である、こういうことを含んでいるのでありますかどうか、これをお伺いしたい。

○田中(角)委員 お答えいたします。そういう意味ではありません。これは工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を利用して実施する必要がある場合等でありまして、都道府県において行ふのは不適当である、こういうふうな場合に限りて行ふわけでありま

○池田(孝)委員 それならば困難でいいわけなんです。高度の機械力を使用する、あるいは高度の技術が必要とする。従つて当該都道府県が持つてゐる設備、機械力をもつてははその工事を施行することが困難である、こういうことで十分ではないかと考えるので

○田中(角)委員 二つの都道府県にまたがる箇所を行ふ場合、そのいずれかの知事が、協定がなつてやる場合はいいのであります。各府県知事とも自分が行いたいという場合があるのでありまして、在来の例から言いますと、この両府県知事の協議はまともでないものでありまして、こういうときは大體直轄で施工してゐるのであります。現行でやつておる通り、都道府県の境界等の工事では協議を要する場合は、不適当なものとして建設大臣が行うわけでありま

○池田(孝)委員 その問題は別に重要なことではないです。かゝる問題が重要

第十三条に「工事が高度の技術を要する場合」ということが書いてあります。この「高度の技術」というのは、どの程度の技術をいつてゐるのであるまいしうか、具体的に説明願ひたいと思ひます。

○田中(角)委員 高度の技術とは、御承知の通り高度の技術でありまして、隧道、橋梁等で特に新しい工法をとる場合、国が厳密なデータを残したり、いろ／＼な統計をとつたり、またテスト・ピア、試験台をとつて研究の材料にしたり、貴重な統計資料をとりた

○池田(孝)委員 建設省に質問したいのです。建設省の、たとえば橋梁とか、あるいはトンネルなどの技術、建設省が持つてゐる工作技術と、日本における民間の技術と比べて、建設省の持つてゐる技術の方がより高度である、あるいは高度の機械力を持つてゐる、こういうことが言ひ得るかどうか。

○内務委員代理 局長はちよつと今席をはずしてありますから、局長が来

○田中(角)委員 私は建設省の道路局長ではありませんが、現在の建設省がどの程度の技術であるかという実態を把握してあります。ただ御承知の通り、一つの形態と長い歴史を持つてやつております旧内務省当時からの建設省の土木技術というものは、相当高度なものであると私は考えております。ただ民間のものよりも建設省の技術が高度であるとは考えておりません。在野にはもつと、高度の技術を有する者があるわけでありまして、これは比較対照論からいいますと、在野の方が建設省の一機関よりもある部分には相当すぐれた技術を保有してゐるであらう、こう考えるわけでありま

○池田(孝)委員 たとえば都道府県知事が橋梁あるいは隧道等の工事を施工する場合におきましても、民間の技術を入れますならば、建設大臣がみづから施工したと同じような高度の技術、高度の機械力を使用して実施することが可能ではなからうか、都道府県知事にやらせることが困難または不適当であるというような結論を輕々に下さうとはできないのではなからうか、こういうふうに考えられるわけでありま

○田中(角)委員 その点はこの前の委員会でも提案者に質問したと思ひ

カの技術を日本に持つて来てやる場合を言つておるのではなからうか。たとえば本年度の予算に二千万円の調査費を置いて、そして彈丸道路をつくるために米国の技術者を招聘する、こういう費用が計上されております。道路工事施工の上に今後続々アメリカの技術者を呼んで来るようなことをここで意味してゐるのではないかと、こういうふうに考えられるわけでありま

○田中(角)委員 そのようにアメリカと局限して考へてゐるわけではありませんが、大體府県というものは財政が小さく、また限られたものでやつておりますので、府県と国ということから考えますと、機械力、人的資源、技術者の配分、配置転換という意味から考へても、都道府県単位よりも、國家的な大きな事業でかつ高度の技術を要するものは、国でやる方が確かに技術では万全を期し得る。しかも建設省には土木技術研究所もありますし、いろ／＼な施設がありますので、これはただ建設省の道路局だけでやるものではなく、特に建設大臣の諮問機関として本法に規定する審議会を設けてありまして、この審議会の委員には学識経験者が多数任命せられておりますので、都道府県が行ふよりも比較的直轄で行う方が至当である。しかも現在もそのような措置をとつておりますので、現行法踏襲という考えも一応言ひ得るのであります。

いま一つは、大きな直轄工事には国の負担する部分が非常に多いので、これが責任を明確にする、国民の血税で

○池田(孝)委員 建設省に質問したいのです。建設省の、たとえば橋梁とか、あるいはトンネルなどの技術、建設省が持つてゐる工作技術と、日本における民間の技術と比べて、建設省の持つてゐる技術の方がより高度である、あるいは高度の機械力を持つてゐる、こういうことが言ひ得るかどうか。

○内務委員代理 局長はちよつと今席をはずしてありますから、局長が来

○田中(角)委員 私は建設省の道路局長ではありませんが、現在の建設省がどの程度の技術であるかという実態を把握してあります。ただ御承知の通り、一つの形態と長い歴史を持つてやつております旧内務省当時からの建設省の土木技術というものは、相当高度なものであると私は考えております。ただ民間のものよりも建設省の技術が高度であるとは考えておりません。在野にはもつと、高度の技術を有する者があるわけでありまして、これは比較対照論からいいますと、在野の方が建設省の一機関よりもある部分には相当すぐれた技術を保有してゐるであらう、こう考えるわけでありま

○池田(孝)委員 たとえば都道府県知事が橋梁あるいは隧道等の工事を施工する場合におきましても、民間の技術を入れますならば、建設大臣がみづから施工したと同じような高度の技術、高度の機械力を使用して実施することが可能ではなからうか、都道府県知事にやらせることが困難または不適当であるというような結論を輕々に下さうとはできないのではなからうか、こういうふうに考えられるわけでありま

○田中(角)委員 その点はこの前の委員会でも提案者に質問したと思ひ

まかなう大企業の手算執行にあつて万遺憾なきを期す、いわゆる建設大臣の責任を明確にするという意味からも、直轄工事を行ふことが至当であると認められるものに対しては、直轄工事を現行通り行ふ、こう考へてゐるわけでありま

○田中(角)委員 その点はこの前の委員会でも提案者に質問したと思ひ

○池田(孝)委員 建設省に質問したいのです。建設省の、たとえば橋梁とか、あるいはトンネルなどの技術、建設省が持つてゐる工作技術と、日本における民間の技術と比べて、建設省の持つてゐる技術の方がより高度である、あるいは高度の機械力を持つてゐる、こういうことが言ひ得るかどうか。

○内務委員代理 局長はちよつと今席をはずしてありますから、局長が来

○田中(角)委員 私は建設省の道路局長ではありませんが、現在の建設省がどの程度の技術であるかという実態を把握してあります。ただ御承知の通り、一つの形態と長い歴史を持つてやつております旧内務省当時からの建設省の土木技術というものは、相当高度なものであると私は考えております。ただ民間のものよりも建設省の技術が高度であるとは考えておりません。在野にはもつと、高度の技術を有する者があるわけでありまして、これは比較対照論からいいますと、在野の方が建設省の一機関よりもある部分には相当すぐれた技術を保有してゐるであらう、こう考えるわけでありま

○池田(孝)委員 たとえば都道府県知事が橋梁あるいは隧道等の工事を施工する場合におきましても、民間の技術を入れますならば、建設大臣がみづから施工したと同じような高度の技術、高度の機械力を使用して実施することが可能ではなからうか、都道府県知事にやらせることが困難または不適当であるというような結論を輕々に下さうとはできないのではなからうか、こういうふうに考えられるわけでありま

○田中(角)委員 その点はこの前の委員会でも提案者に質問したと思ひ

○池田(孝)委員 建設省に質問したいのです。建設省の、たとえば橋梁とか、あるいはトンネルなどの技術、建設省が持つてゐる工作技術と、日本における民間の技術と比べて、建設省の持つてゐる技術の方がより高度である、あるいは高度の機械力を持つてゐる、こういうことが言ひ得るかどうか。

○内務委員代理 局長はちよつと今席をはずしてありますから、局長が来

○田中(角)委員 私は建設省の道路局長ではありませんが、現在の建設省がどの程度の技術であるかという実態を把握してあります。ただ御承知の通り、一つの形態と長い歴史を持つてやつております旧内務省当時からの建設省の土木技術というものは、相当高度なものであると私は考えております。ただ民間のものよりも建設省の技術が高度であるとは考えておりません。在野にはもつと、高度の技術を有する者があるわけでありまして、これは比較対照論からいいますと、在野の方が建設省の一機関よりもある部分には相当すぐれた技術を保有してゐるであらう、こう考えるわけでありま

○池田(孝)委員 たとえば都道府県知事が橋梁あるいは隧道等の工事を施工する場合におきましても、民間の技術を入れますならば、建設大臣がみづから施工したと同じような高度の技術、高度の機械力を使用して実施することが可能ではなからうか、都道府県知事にやらせることが困難または不適当であるというような結論を輕々に下さうとはできないのではなからうか、こういうふうに考えられるわけでありま

○田中(角)委員 その点はこの前の委員会でも提案者に質問したと思ひ

○池田(孝)委員 建設省に質問したいのです。建設省の、たとえば橋梁とか、あるいはトンネルなどの技術、建設省が持つてゐる工作技術と、日本における民間の技術と比べて、建設省の持つてゐる技術の方がより高度である、あるいは高度の機械力を持つてゐる、こういうことが言ひ得るかどうか。

○内務委員代理 局長はちよつと今席をはずしてありますから、局長が来

当該河川工事によつて受ける利益分だけを負担する旨を規定しておるのでありますが、本条の場合においても、原則としては道路管理者の全額負担であり、ただ例外として受益者負担に限り道路占有者の一部負担とする趣旨とこれを解釈してさしつかえないか伺います。

○田中(角)委員 まつたくあなたの御意見通りであります。

○松本委員 浅利三朗君。

○浅利委員 本法案については、当初小委員会において私も参加いたしましたので、大体は了承いたしておるのであります。ただ念のためここに伺ひしておきたい二、三の点について、提案者及び政府当局から一応の御説明を願つておきたいと思ひます。

第五十六条には資源開発、産業振興、観光その他国策上特に道路を整備する必要があるときは、特に補助の規定があるものであります。しかしながらこれは府県道、市道その他についてありますけれども、国道はこれについておいて第八十九条に、北海道について特例を設けてあります。北海道については全額負担、またはこの法律の規定する補助率と異なる法律補助を認めるという規定があるのであります。ひつきよりするに、これは北海道は特別の開墾地域であるという理由のもとにこの特例は現行行われており、またこの法律によつてこれを認められたもの、こう思ふのであります。ところが内地におきましても、あるいは東北地方における三陸の国道とか、あるいは四国における海岸道路、三重県における紀伊方面の海岸の道路とか、あるいは

はまた北日本と南日本をつなぐところの横断道路というふうなものが、もし今回の法律によつて道路の国家的幹線を整備するという建前から見たならば、必ずやこれらの地方を連結して、それによつてその沿道における地下資源なりその他天然資源を開発し、これによつて産業を興し、また人口の分布というものを新たに計画することが必ず起つて来ると思ふのであります。ことに国土総合開発法によりましては、今回法律の改正によつてこの開墾地域における特別の補助率を考慮するということになつておりますが、この開墾地域に即さぬところであつても、日本の道路の幹線を整備するという意味から申しましたならば、ひとり府県道、市道等にかかわらず、国道においても同様の必要を生ずる場合があると思ふのであります。こういう場合においては、北海道と同様にやはりこういうものに特別の助成をする、すなわちその府県あたりの負担率ではどうもいこの開墾に至難である認められる場合においては、国策としてこれに何らかの特別助成をするという必要があると私は信ずるのであります。この点については提案者あるいは政府当局はどういうふうにお考えになつておりますか、その点について御所見を念のため伺つておきたいと思ひます。これは提案者においてもあえて異議がないということは私も察してはおりますが、この際念のため伺つておきたいと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。本法第五十六条の規定は、現行法第三十五条及び道路の修繕に関する法律の第一条に規定してあるのであります。が、この新法施行と同時に、道路の修繕に関する法律は現行法とともに解消するということになつております。で、修繕に対しては国が補助の対象にしないというふうになつておりますので、多少異論があろうかと思ひます。しかしこの法律におきましては、国道に関する費用は原則として国がその三分の二を負担するということになつております。場合によつては四分の三まで上げ得るということになつておりますので、修繕に対しては補助をしなくてよいのではないかと、これはいろいろの考えでありましたが、これはいろいろの議論もありましたので、御修正願えるならば、現行通り道路の修繕に関する法律は本法施行と同時に廃止をしないようにしてもいい、こういうふうにご考へております。

なほ八十九条の道の特例の問題であります。これは北海道を開拓地としての太政官布告時代からの問題でありまして、現行法でもいろいろの面で北海道は特例を認められております。しかも現在の状態にありまして、北海道だけに特例を認めるということに對しても相當の議論があるところでありまして、北海道のみ道路費が重点的に配分せられるために、一般内地における道路整備が非常に遅れるというふうな議論もあつたのであります。これは既得権でありますので、これを現在早急に改正をし、内地並にするこの当否に關しましては、まだ議論の存するところでありまして、本条において

は現行通り全額国庫負担を認めておるわけでありまして、もちろんそれと同等に、北海道以外にも重要な地点で、北海道より以上に開拓をしなければなら

ないところが往々にしてあります。しかし現在の地方財政の状態では、これが三分の二の補助ないしは四分の三の補助をされても開墾道路をつくれぬという場合でありますので、かかる問題に對しまして、北海道の現在の既得権を認める場合、特殊な場合、特殊な地域に限つてこれを認めてもいいのではないかと、いろいろ議論もあつた。また提案者も十分その議論には傾聴しておるわけでありまして、しかしこれはただ北海道と同じようにということになりまして、財政的な負担も非常に大きくなりますし、いろいろ議論もあつたので、これが御修正になつていただくと、相当しつて、北海道より以上の内地地域に對して、この恩典を適用するというふうにしていただきたいと、ご提案者は考へておるわけでありまして。

○浅利委員 それからごく簡単な問題であります。八十一条に道路審議会の委員について、「委員は、道路に關し學識経験を有する者」と書いてあります。これは道路に關しといへば、あるいは非常に狭く解されるおそれがあるはせぬか。道路に關した従来の道路關係の技術者とか、あるいは道路局におつた人とかそういうふうな解する、あるいはまた道路事業をやるような人というふうな狭く解されるおそれがあるはせぬか。ところがこれは国道の認定——一級国道の認定、二級国道の認定というふうな重要なことを審議するということになりますれば、單に道路というふうな狭い意味の道路に關する學識経験をあらうとして、国家的に広き視野から見て、この道路は一級国道にすべきか、あるいは二級

国道にすべきか、あるいは道路網をいかに整備すべきかという見地から意見を立てられるような人が必要だと思ふのであります。これは実際の運用に關する問題であつて、そういう人であつても、全然道路に關する學識経験者といえないというのではないのであります。が、やむを得ずればこの法律は、その意味で制定いたしました。これを實行するところの行政当局が、これを狭く解釈して、單純な道路技術者本位にこれを認定するということはおそれはないかという点を憂へるのであります。この点について運用上どういうふうになされるおつもりか、念のため伺つておきたいと思ひます。

○田中(角)委員 お答えいたします。この問題につきましては、先般も同僚議員より質問があつたのであります。が、もちろん本法の精神は——現行法は旧憲法時代の法律でありますので、国道の指定等にあたつても建設大臣が独断でこれを行ふことになつております。しかるに現行法に合致するような趣旨から考えますと、一、二級国道の選定にあたつても、建設大臣独断でこれを決定せず、政令にこれをゆだねる。しかも政令案につきましても、十分経済的また政治的、文化的な面から考慮を払つてこれが認定をいたしたい。しかもこれが運用にあたつては、建設大臣だけでやることに危険がありまして、本法の精神を生かして、特に行政整理に逆行するのではないかと、議論があるにもかかわらず、特別な立場から道路審議會を設けたわけでありまして、本法の精神は、ただに道路に關し學識経験者というものは、今までの道路法でいう道路に關する學識

經驗者ではなく、本法の精神をそのま
まの広い意味の学識経験者でありまし
て、当初はこれに国会議員を入れては
どうかということも考えたのでありま
すが、国会議員は内閣が議会の信任の
上に立つ内閣でこれを行うのでありま
すので、国会議員を入れることは至当
ではない。しかしこれが委員は特に関
係行政機關及び地方公共団体の委員の
数を圧縮いたしまして、広く人材を求
め、万遺憾なきを期したいと思いま
すので、御説とまつたく同趣旨の選考を
行い、運営を行うつもりであります。

○松本委員長 これにて両案に関する
通告のありました質疑は全部終了いた
しました。

ただいま委員長の手元に、浅利三朗君より兩案に関する修正案が提出せられております。提出者よりその趣旨説明を願います。浅利三朗君。

道路法案に対する修正案
道路法案の一部を次のように修正す
る。

道路法案に対する修正案

道路法案の一部を次のように修正する。

目次中「第七十一条」を「第七十条」に、「第七十二条」第七十九条を「第七十一条」第七十八条に、「第八十条」第八十五条を「第七十九条」第八十四条に、「第八十六条」第九十九条を「第八十五条」第九十八条に、「第一百条」第一百七条を「第九十九条」第一百六条に改める。

第四十四条第四項中「前項に規定する施設」を「同項に規定する施設」に改める。

第四十九条中「第六十三条、第六十七條及び第六十九条を」「第六十二条、第六十六条及び第六十八条」に改める。

第五十六条中「第七十八条」を「第七十七条」に改める。

第六十一条第一項中「（修繕に関する工事を除く。）」を削る。

第六十二条を削り、第六十三条を第六十二条とする。

第六十四条中「前六条」を「前五条」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十五条中「第六十二条」を「第六十一条」に、「第六十三条」「を第六

十二條」に改め、同條を第六十四條とし、以下第六十九條まで一條ずつ繰り

第七十条第一項中「第六十七條」を

「第六十六条」に改め、同条を第六十条とし、以下第七十二条まで一条ず

つ繰り上げる。

第七十三条第二項中「第七十条」を

「第六十九条」に改め、同条を第七十条とし、以下第七十五条まで一条ず

つ繰り上げる。

第七十六条第三項中「第七十条」を

地勢、氣象等の自然的條件が極めて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

第九十条第一項中「第七十五条」を「第七十四条」に改め、同条を第八十

九条とし、第九十一条を第九十条とする。

第九十二条第一項中「工作物を新設し」を「工作物を新築し」に改め、同

条第二項中「第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第八十八条及び次

条から第九十六条まで」を「第七十一
条から第七十三条まで、第七十五条、

第九十八条中「第九十二条」を「第九

十一條」に、「第六十七條」を「第六十六條」に、「第六十九條」を「第六十八條」

に、「第七十一条」を「第七十条」に、「第七十二条」を「第七十一条」に、「第

八十八條」を「第八十七條」に、「第九十
四條」を「第九十三條」に改め、同條を

第九十七条とし、以下第百条まで一条ずつ繰り上げる。

第百一条第一号から第三号まで中「第九十二条」を「第九十一条」に、同条

第四号中「第六十九条」を「第六十八条」に改め、同条を第百条とする。

第一百二条第一号及び第五号中「第九十二条」を「第九十一条」に、同条第四

号中「第六十八条」を「第六十七条」に改め、同条を第百一条とする。

第一百三條中「第七十二條」を「第七十一條」に、「第九十二條」を「第九十一條」

に改め、同条を第二百二条とし、第二百四
条を第二百三条とする。

第二百五条中「第九十二条」を「第九十一条」に改め、同条を第四百条とし、

以下一条ずつ繰り上げる。

る。

第四条中「道路の新設、改築又は修繕」を「道路の新設又は改築」

に改め、「並びに旧道路の修繕に
関する法律第一条及び第二条第三

項の規定」を削る。

十六條まで」を「新法第九十二條から第九十五條まで」に改める。

第九條中「新法第八十八條第二項」空「新法第八十七條第二項」

第十九条を第二十一条とする。

第十四条を第十五条とし、以下第十八条まで一条ずつ繰り下げ、第

十三條の次に次の一條を加える。

部改正)
第十四条 道路の修繕に関する法

路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二項（前段）と読み替へるものとす。

新法第十九条の次に次の一条を加へる。

（企業合理化促進法の一部改正）
第二十条 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「道路法（大正八

年法律第五十八号）を「道路法（昭和二十七年法律第 号）」に改める。

○議事委員 私は大たい質疑でも私の趣旨を明らかにいたしてあります。かつまた道路法の小委員会においてもいろいろ意見を述べておられますので、多数の委員の方々がすでに御承知と思うのであります。よつてきわめて簡潔に、私の修正の点とその要旨を申し上げたいと存じます。

道路法案及び道路法施行法中二、三の点について、修正の動議を出したいと存ずるのであります。修正文はただいまお手元に配付申し上げてありますが、その要旨を説明いたします。すなわち第一点といたしましては、道路法第六十二條における特別負担金の規定は、その趣旨はよく了解できることとありますが、特定の者より特定の負担金を徴収することは、現段階においては時期尚早の観があるものであります。これは先般運輸委員会と合同審査の際に、運輸委員会の方からこの点について強く力説されておつたのであります。それでこれを受益者負担金の制度と同時に考慮すべきであらうと考え

るのであります。従ひまして道路法案第六十二條を削除して、第六十一條の「修繕に関する工事を除く。」これを削ることといたしたいと思ふのであります。

第二点としては、第八十九條における北海道の道路に関する特例は、その趣旨が資源の開発等の理由のために認められてゐる以上、それと同じ条件を有すると認められた内地の道路についても、当然北海道と同様の特例を認めるべきであらうと思ふのであります。第八十九條の見出しを、「（道の特例）」とありますのを、「（道等の特例）」と改め、同条第一項後段として次のように加へたいと存ずるのであります。「地勢気象等の自然的条件がきつめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについて、同様とする。」こゝういふふうにつけ加へたいと思ふのであります。

次に第三点といたしましては、道路法案中におきまして、道路の修繕に関する補助といたしましては、第五十三條におきまして、一級国道及び二級国道について認めてゐるだけであるにもかかわらず、道路法施行法第一条第二項におきまして、道路の修繕に関する法律、すなわち昭和二十三年法律第二百八十二號を廃止いたしておるのであります。しかしながらわが国道路の現況にかんがみまして、府県道以下の道路に対しましては、修繕に関する補助の道をとゞすことは現状に即さぬことと存じますので、当分の間これを生かすこととし、国道を除く他の道路の修繕に対する補助の道を講じたいと思ふのであります。

最後に、以上に掲げた修正による条

文の整理及び関係法律の条文の整理を行うことといたしたいと思ふのであります。すなわちお手元に配付いたしました各条項の修正はこの整理であります。

以上きわめて簡潔であります。修正の意見を申し上げまして皆様方の御賛同を得たいと存じます。

○松本委員 これより討論に入ります。内海安吉君。

○内海委員 討論を省略してただちに採決せんことを望みます。

○松本委員 ただいま討論省略の動議が内海委員より提出されました。これに御異議はございませんか。

○松本委員 御異議なしと認めて、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。念のため採決の順序を申し上げます。採決はまず修正案について行い、次に修正部分を除いた原案について行いますから、さう御了承を願います。

修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

○松本委員 起立多数。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について、賛成の諸君の起立を願います。

○松本委員 起立多数。よつて本案は修正案通り修正議決いたしました。

この際お諮りいたしますが、本案に關します委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○田中（角）委員 いろ／＼御審議あり

がとうございました。最後に条文に対して一言申し忘れましたので申し述べさせていただきます。

第六十一條第一項から「修繕に関する工事を除く。」を削除することに御修正になられたのであります。修繕に関する工事に上つて著しい利益を受ける者に対しても受益負担金を課し得ることとなるのであります。第二は、受益負担の具体的事例はいろ／＼ありますが、たとえば道路を通行する者が道路の修繕によつて著しい利益を受ける場合、さらに具体的に言えば、バスの経営者が道路の修繕によりその運転経費を著しく節約することができるような場合等においても、受益者負担金を課し得るわけであり、三には受益負担については、第六十二條と異なり、政令で全国的な定めをしないから、各道路管理者が独自の立場において条例を定めることができるものであることを御了承いただきたいと思ひます。

○松本委員 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつて御通知申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

○松本委員 起立多数。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について、賛成の諸君の起立を願います。

○松本委員 起立多数。よつて本案は修正案通り修正議決いたしました。

この際お諮りいたしますが、本案に關します委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○田中（角）委員 いろ／＼御審議あり

がとうございました。最後に条文に対して一言申し忘れましたので申し述べさせていただきます。

第六十一條第一項から「修繕に関する工事を除く。」を削除することに御修正になられたのであります。修繕に関する工事に上つて著しい利益を受ける者に対しても受益負担金を課し得ることとなるのであります。第二は、受益負担の具体的事例はいろ／＼ありますが、たとえば道路を通行する者が道路の修繕によつて著しい利益を受ける場合、さらに具体的に言えば、バスの経営者が道路の修繕によりその運転経費を著しく節約することができるような場合等においても、受益者負担金を課し得るわけであり、三には受益負担については、第六十二條と異なり、政令で全国的な定めをしないから、各道路管理者が独自の立場において条例を定めることができるものであることを御了承いただきたいと思ひます。

○松本委員 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもつて御通知申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会

○松本委員 起立多数。よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除いた原案について、賛成の諸君の起立を願います。

○松本委員 起立多数。よつて本案は修正案通り修正議決いたしました。

この際お諮りいたしますが、本案に關します委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○田中（角）委員 いろ／＼御審議あり

昭和二十七年五月十日印刷

昭和二十七年五月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所